

(別添 1)

2024 年 9 月 10 日

一般社団法人 全国放送派遣協会

「番組制作サポート（アシスタントディレクター）調査（令和 7 年度）」の  
算出方法について

令和 6 年 8 月 29 日付けで厚生労働省に申請いたしました『番組制作サポート（アシスタントディレクター）調査（令和 7 年度）』の算出方法について、厚生労働省より 9 月 10 日付けで承認が得られましたので、結果をご報告いたします。

記

- 1、調査名 「番組制作サポート（アシスタントディレクター）」調査  
2、計算方法  $1,047 \text{ 円} (\text{※1}) \times 1,0182 (\text{※2}) = 1,067 \text{ 円}$   
・全国基準値（0 年）：1,067 円（1,066.0554 円の小数点以下切り上げ/  
賞与含む）

※1 「番組制作サポート（アシスタントディレクター）調査（令和 5 年  
9 月 28 日承認）

※2 局長通達「職業安定統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与  
等の額（時給換算）」のうち「234 プロデューサー、演出家」の令和 3  
年度、令和 4 年度及び「01803 プロデューサー、演出家」の令和 5 年度  
の数値の伸び率を幾何平均した値。

- ・令和 3 年度 1,173 円  
・令和 4 年度 1,202 円（前年度から +2.47%）  
・令和 5 年度 1,216 円（前年度から +1.16%）

幾何平均 1.0182（※2）

3、賃金結果

- ・全国基準値（0 年）：1,067 円（賞与含む）  
・全国基準値（0 年）を元にした、各年次の賃金単価（小数点以下切り上げ）

年数	賃金	年数	賃金
0 年	1,067 円	5 年	1,420 円
1 年	1,238 円	10 年	1,595 円
2 年	1,327 円	20 年	1,914 円
3 年	1,356 円	-	-

注 1) 各年の金額は、基準値（0 年）に賃金構造基本統計調査から計算した能力・経験調

整指数を乗じて作成 0 年 1 年 2 年 3 年 5 年 10 年 20 年  
100 116.0 124.3 127.0 133.0 149.4 179.3

**4、独自統計調査を活用する場合の必ずご対応いただくべきこと**  
利用にあたりまして、下記3つのことは必ずご対応ください。

※1 算出方法の誤り等により派遣労働者の賃金が一般賃金水準を満たさない場合は、派遣法違反となり、労働局からの指導対象となりますので、必ず下記内容についてご一読いただき、内容にご不明点等がある場合はお近くの労働局にお尋ね下さい。

①一般基本給・賞与等の全国基準値の独自統計調査であるため、地域指数、通勤手当及び退職金は、厚生労働省局長通達に基づき、別途対応が必要となりますので、ご留意ください。特に地域指数については就業する地域毎に指数が異なりますので、ご留意下さい。

(例) 東京都0年目の場合の一般賃金水準

1,067円（独自統計全国基準値（0年））×1.127（東京都地域指数）=1,203円（さらに退職金5%を時給に上乗せしている場合）

1,203円×1.05（局長通達で示されている割合）=1,264円

②独自統計調査を活用する場合は、必ず各地域別最低賃金に留意ください。

独自統計調査の金額に地域指数を乗じた金額が、地域別最低賃金を下回る場合には、地域別最低賃金を一般賃金水準とするようお願いいたします。

・厚生労働省 同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準 全体版 PDF

[001294217.pdf \(mhlw.go.jp\)](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-ja/001294217.pdf)

・地域別最低賃金の全国一覧

[地域別最低賃金の全国一覧 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-ja/001294217.pdf)

※2 最低賃金との比較は一般基本給・賞与等の額で行うため、退職金を時給に上乗せしている場合、退職金を上乗せする前の額で最低賃金との比較を行う必要があります。

③独自統計調査を活用する場合は、厚労省へ報告が必要となりますので、各企業ご対応をお願いいたします。

※3 本調査は新規調査となりますので、過去に厚生労働省に報告をしている場合であっても、改めて報告する必要があります。

## 【対応方法】

1、申請書類の作成をする。

・厚生労働省 派遣労働者の同一労働同一賃金について

[派遣労働者の同一労働同一賃金について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

・労使協定方式～独自統計調査について～「◎独自統計」の項目『様式2』に必要事項のご記入、申請をお願いします。[001294483.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

### ●共通の必要事項

◎調査名：「番組制作サポート（アシスタントディレクター）」調査

◎調査実施団体等：一般社団法人 全国放送派遣協会

2、厚労省 URL に記載の申請先へご連絡をお願いいたします。

[dokaji-toukei@mhlw.go.jp](mailto:dokaji-toukei@mhlw.go.jp)

申請先： 職業安定局需給調整事業課派遣待遇改善係(内線 5327)

3、独自統計調査を活用する場合は、その理由を各社労使協定に記載することが必要となります。必ずご対応をお願いいたします。

例) 厚生労働省ホームページ：労使協定イメージ [001204263.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

4、職業安定業務統計を用いた一般賃金は令和7年度から新分類を使用しますので、協定締結の際はご留意願います。[001213425.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

以上